

伊方町と立命館アジア太平洋大学との友好交流に関する協定書

愛媛県伊方町（以下「甲」という。）と立命館アジア太平洋大学（以下「乙」という。）は、地域の持続的な発展と国際的に活躍できる人材を育成することを目的として、相互の友好的な交流を推進するために、以下のとおり協定を締結する。

- 1 両者は、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、教育、文化、まちづくり、国際化等幅広い分野で相互協力し、地域活性化と人材の育成に寄与するため、交流連携事業に取り組むものとする。
- 2 甲は、地方公共団体としての長期的な視点に立ってグローバルな枠組みの中で地域の発展を目指し、乙との信頼関係のもと交流事業を実施する。
- 3 乙は、国際的な教育研究機関として「アジア太平洋の未来創造」に貢献できる人材を育成するために、地域との交流を促進するという視点に立って、甲との交流事業を実施する。
- 4 甲は、乙に対し学習の場及び文化的体験等の交流の場を提供し、乙の人材育成を支援する。
- 5 乙は、甲が実施する活動に積極的に参加、協力するとともに、甲に対し、学術的及びグローバルな視点から、地域の政策課題に関する情報提供及び助言その他の支援等を行う。
- 6 交流事業の具体的な内容については、甲乙双方が別途協議の上、書面により具体化する。
- 7 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の申し出がない場合は、更に3年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するために協定書2通を作成し、甲・乙が署名及び押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4 年 7 月 1 日

(甲) 伊方町長

高門 清彦



(乙) 立命館アジア太平洋大学 学長

出口 治明



伊方町と立命館アジア太平洋大学との友好交流に関する協定書

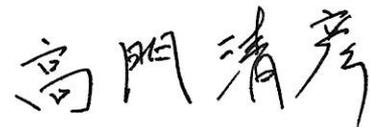
愛媛県伊方町（以下「甲」という。）と立命館アジア太平洋大学（以下「乙」という。）は、地域の持続的な発展と国際的に活躍できる人材を育成することを目的として、相互の友好的な交流を推進するために、以下のとおり協定を締結する。

- 1 両者は、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、教育、文化、まちづくり、国際化等幅広い分野で相互協力し、地域活性化と人材の育成に寄与するため、交流連携事業に取り組むものとする。
- 2 甲は、地方公共団体としての長期的な視点に立ってグローバルな枠組みの中で地域の発展を目指し、乙との信頼関係のもと交流事業を実施する。
- 3 乙は、国際的な教育研究機関として「アジア太平洋の未来創造」に貢献できる人材を育成するために、地域との交流を促進するという視点に立って、甲との交流事業を実施する。
- 4 甲は、乙に対し学習の場及び文化的体験等の交流の場を提供し、乙の人材育成を支援する。
- 5 乙は、甲が実施する活動に積極的に参加、協力するとともに、甲に対し、学術的及びグローバルな視点から、地域の政策課題に関する情報提供及び助言その他の支援等を行う。
- 6 交流事業の具体的な内容については、甲乙双方が別途協議の上、書面により具体化する。
- 7 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の申し出がない場合は、更に3年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するために協定書2通を作成し、甲・乙が署名及び押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4 年 7 月 1 日

(甲) 伊方町長



(乙) 立命館アジア太平洋大学 副学長

